情報化社会とコミュニケーション

辻 智佐子・辻 俊一・渡辺 昇一

要旨

本稿は、「情報化社会における社会構造」に関する一研究であり、第 | 部では本研究をすすめるにあたり、キーとなるいくつかの概念についてその意味を再確認した。ついで第 | 部では、インターネットのブログにおける個人を中心とするコミュニケーションの現状を概観したうえで、サイバーカスケードの発生がインターネットコンテンツの構造的な要素に起因することと、現実社会の具体的な不利益や被害と関連づけて検討する必要があることを指摘した。そして、第 | II 部では、インターネットのなかで形成された社会ではどのようにして秩序が確立されていくのかという問題提起をおこない、これからの情報化社会を構築していく際に不可欠な視点として、有限可算的なインターネット社会において捨象されていく多くの物事をとり込んでいくシステムをつくる必要があることを、結論として提示した。

キーワード:情報化社会,インターネット(ブログ),相互行為,コミュニケーション,社会規範

はじめに

本稿は、「情報化社会における社会構造の変化」に関する議論のつづきであり、情報化によるコミュニケーションの変容について検討する^①。これまでの流れを整理すると、最初に、情報化による問題を意識するきっかけとなった「東芝問題」にふれ、既存の社会構造になんらかの変化がおこっている可能性を指摘し、このような変化は工業化社会^②を分析対象としてきた従来の学問に対して再考をせまっているのではないかという問題を提起した。こうした問題意識のもとで、まず「情報化社会における社会構造の変化」では、情報化について論究した歴史研究をふりかえるとともに情報化の定義をおこない、情報化を特徴づけているコンピュータの発展過程を概観した^③。ついで、「情報化時代の社会構造」では、研究の理論的方向性を示し、キーとなる概念をとり上げた。そして、キー概念のひとつである「コミュニケーション」に焦点をあて、まずは放

送産業におけるマスコミュニケーション・コンテンツの変容について考察した(4)。

以上の作業をうけて、本稿は、キー概念の位置づけをさらに明確にするためにいくつかの用語の意味について再確認したうえで、情報化社会を象徴するインターネットに着目し、インターネットを介したコミュニケーションについて、その特徴と問題点を明らかにしたいとおもう。

I. 概念の位置づけ

1. 情報化社会

情報化社会は、「インターネットなどの通信技術の進歩やコンピュータ利用の普及、情報産業の発達による情報の大規模な生産・加工・処理・操作・消費によって、従来の産業社会(工業化社会)における社会規範や価値観がかわりつつある社会」である。さらに、情報とは「記号や符号の系列によって伝達され、それらを受けとる主体の判断や行動の意思決定に影響をおよぼすデータ及び知識」である。「情報」となる条件として、1つに、データや知識の受け手がいること、2つに、情報の送り手と受け手の判断や意思決定に何らかの影響を与えること、である。つまり、ここで意味する情報は、個人と他者の間でおこなわれる相互行為に影響をおよぼすものでなければならない。相互行為は、言語を主とするコミュニケーションによっておこなわれるが、情報はコミュニケーションに直接かかわるものである。

2. 相互行為

相互行為は、個人の行為が他者の行為におよぶことを意味している。ここでは、情報化社会における相互行為をもう少し詳しく定義するために、個人の行為を科学的に理解しようとしたウェーバーの社会的行為をとり上げたい⁽⁵⁾。

ウェーバーのいう社会的行為とは何か。ウェーバーは行為を「単数或いは複数の行為者が主観的な意味を含ませている限りの人間行動を指し、活動が外的であろうと、内的であろうと、放置であろうと、我慢であろうと、それは問うところではない」とした。しかし、このような単なる行為と区別して、ウェーバーが解釈の対象にした社会的行為は「単数或いは複数の行為者の考えている意味が他の人々の行動と関係を持ち、その過程がこれに左右されるような行為」 $^{(6)}$ である。つまり、他者の存在が不可欠であり、個人の行為が他者の行為に影響をおよぼしてはじめて社会的行為となる。この意味で、社会的行為は相互行為ともいえる。さらにもうひとつ重要なのが、個人の行為には手段や目的を含む主観的な意味が必ず含まれているということである。行為に手段や目的が意図されていない場合、それは社会的行為ではない $^{(7)}$ 。

ウェーバーの社会的行為の定義を軸にして情報化社会における相互行為を規定すると、基本的

には、相互行為とは、個人の行為が直接的または間接的に他者の行為にむけられ、これを受けて他者が行為におよぶこと、である。情報化社会における特徴は、相互行為がおこなわれる空間がおよそ無限に広がっている点にある。行為主体が主観的意味において他者の行為にあたえる影響を認識しているか否かは問題ではない。特定の他者にむけられた相互行為は、対面でのコミュニケーションや、手紙、電信、電話、インターネットなどの媒体によるコミュニケーションをとおしておこなわれる。特定の他者は個人の場合もあれば、組織の場合もある。また、特定の他者との関係が反復的かつ継続的な場合もあれば、そうでない場合もある。一方、不特定多数の他者との相互行為は、新聞やラジオ、テレビ、インターネットなどのマス媒体によるコミュニケーションをとおしておこなわれ、しかもそれが同時に発生する⁽⁸⁾。

行為主体の認識の有無にかかわらず、相互行為の空間はマス媒体、とりわけインターネットを とおして同時発生的に無限に開かれている。このような特徴は、ウェーバーが社会的行為の範疇 にいれなかった群集的行為についてわれわれに再考の必要をせまる。ウェーバーは、「個人の行 為は、自分が空間的に密集した群集の中にいるだけで強い影響を受けるもの」であり、「群集が 分散している場合でも、新聞報道を通じて、多数者の行動が個人に同時或いは順次作用すること により、また、それが感じられることによって、諸個人の行動が群集的になることがある。個人 が自分を群集の一部と感じるだけで、或る反応が起り易くなったり、他の反応が起り難くなった りするものである。(中略)しかし、例外は別として、個人の行動と群集の中にいるという事実 との間に意味のある関係が存在するわけではない」(®) として、群集的行為を社会的行為にはいれ なかった。しかし、物理的に群集のなかにいるかどうかはここでは重要ではない。情報化社会に おいては、群集が分散していても情報伝達媒体をとおして個人の行為が不特定多数の他者との間 に意味のある関係をうむ場合もあるからだ⁽¹⁰⁾。これにはつぎのような理由を想定することができ る。まず、個々人の帰属する社会(家族、学校、企業など)でのコミュニケーションのあり方が 情報化によって変化し、社会への帰属意識が希薄化していること、それゆえにインターネット上 の不特定多数の他者との間に社会を形成し、そこで帰属意識がうまれやすいこと、である。すな わち、物理的に群集のなかにいなくても個人の行為は群集的行為に向かう傾向がある。

3. コミュニケーション

コミュニケーションには、一般に、音の組み合わせである言語コミュニケーションと、顔の表情やジェスチャーによる非言語コミュニケーションがある。

対面でのコミュニケーションは、通常、言語と非言語の両方のコミュニケーションをとおして おこなわれる。われわれは、他者が発した言葉や声のトーン、そしてジェスチャーや顔の表情な どをとおして総合的に他者の意図している行為を理解し、他者と同じコミュニケーションの方法 で他者に対して行為で応える。こうした相互行為は同じ時間と空間のなかでおこなわれるが,他者が何者なのかによってコミュニケーションが継続的なのか非継続的なのか,にわかれる。たとえば,家族や友人,職場の同僚のように他者と特定の関係にある場合,コミュニケーションは継続的であり,相互行為は半永久的にくり返される。しかし,電車のなかでたまたま会話を交わした人とのコミュニケーションは非継続的であるため,相互行為はその場かぎりのものが多く,くり返されない。

一方、非対面でのコミュニケーションは、言語コミュニケーションによっておこなわれる。つまり、何らかの情報伝達ツールを介在することで時間と空間が共有されないために、われわれは顔の表情やジェスチャーからは他者の行為の意味を読みとることはできず、言葉のみで理解しなければならない。特定の他者との非対面コミュニケーションは、電話や手紙、Eメールなどを利用した継続的なものとなり、相互行為はくり返される。他者が不特定になると、テレビやラジオ、新聞、雑誌、本などのマス媒体をとおして非継続的なものになる傾向があり、相互行為はくり返されないのが普通である。言葉に依存する非対面コミュニケーションでは相互行為はちがった時間と空間のなかで生じるので、本来人間がもち合わせているコミュニケーションの方法としては片手落ちである。しかし、非対面コミュニケーションが対面コミュニケーションの補助的な役割を果たすか、あるいは相互行為をとおした他者との関係の構築に至らなければ、情報化社会におけるコミュニケーションの特徴は、非対面コミュニケーションを軸にした他者との関係構築にあるからである。いずれにしろ、ここで問題なのは、インターネットという情報化時代を象徴するマス媒体の存在である。

インターネットによるコミュニケーションは言語をとおしておこなわれるが、他の非対面コミュニケーションと比較したとき、以下のような特徴を有している。まず、情報伝達の即時性である。世界中にはりめぐらされたワールド・ワイド・ウェッブ(WWW)を利用すれば、世界の不特定多数の他者と即時にコミュニケーションをとることが可能である。つぎに、情報発信者の質と量である。テレビやラジオのようなマス媒体では情報の発信者はある限られた個人や組織であるが、インターネットでは情報の発信者は利用者一人ひとりであり、その範囲はほぼ無限にひろがっている。しかも、情報の質は問われない。最後に、社会の出現である。インターネットによるコミュニケーションが不特定多数の他者にむけられているにもかかわらず、会ったこともない他者と相互行為がくり返され、そこに関係がうまれ、やがて社会が出現する。

このような特徴をもつ非対面でのコミュニケーションは情報化社会特有の現象といえるが、コミュニケーションのあり方の変化がわれわれの相互行為や価値観、そして社会規範などにどのような影響をおよぼすかについては、情報化社会を考えるうえで重要な問題となる。

4. 社会規範と価値観

社会規範は、個人が帰属する社会の大多数の人びとによって共有されている行動基準であり、個人の行為の指針および規則をさしている。一方、価値観は個人の行為の方向づけに決定的な役割を果たし、何がよいのか悪いのかを考える判断基準となる。社会規範、価値観はともに個人と他者の反復的かつ継続的な相互行為をとおして形成される、あるいはすでに形成されているものであり、個人の行為を拘束し社会を統制する機能をもつ⁽¹¹⁾。両者のちがいは、社会規範は個人の逸脱行為に対して公式あるいは非公式に制裁を与えるが、価値観は与えない、ということである。

個人の行為が相互行為をとおして抑制されるという考えは、社会学のひとつの研究領域である 社会構造論に通じている。社会構造論では、社会は相互行為をとおして構造をもつようになり、 いったん構造をもった社会は相互行為が個人の自由な行為を抑制するため相対的に恒常的である という考えが基本にある。こうして、社会構造論の主眼は、相互行為を基本的分析単位とした社 会構造の形成過程に向けられる。もう少し付け加えると、社会構造は水平的もしくは垂直的な形態として具体化され、どちらの構造をとるかは構造を構成する諸要素によって異なる。構造の諸要素は、水平的構造をささえる役割、制度、集団、垂直的構造をささえる支配、社会階層、そしてこれら2つの構造を文化的側面からささえる規範、価値とされる。いずれの要素も人びとの行為を拘束する働きをするので、これらの要素から構成される社会構造は、つまり相対的に恒常的なものとなる。以上が社会構造論の大まかな主張である。

本研究が社会構造論に注目する理由は、個人の行為が相互行為をとおして抑制されると考える点にある。われわれは、他者との関係において自らの立場(利益)を考えながらつねに行為を選択する(拘束される)。他者との関係が継続的な場合は、とくにそうである。そしてそれが集団のなかで常態化すると、社会規範となり個人の価値観に影響をあたえる。社会規範と価値観はコミュニケーションをとおした相互行為の過程で形成されるが、個人が行為を選択する際にもっとも近いところで決定要因となる。本研究が両者を重要な概念としてとり上げるのはそのためである。

しかし、不特定多数の他者、しかもそこに匿名性が加わった相互行為のもとでは、相互行為による抑制が効力を失う傾向がある。これは情報化社会の特徴である。社会は相互行為による抑制によって構造を保っているとすれば、相互行為による抑制力の喪失は既存の社会構造に変化をもたらす可能性を孕んでいる。(辻智佐子)

(1) この一連の研究は、「21世紀社会を考える会」を研究母体とし、情報化社会における社会の変容について、とりわけ経済と教育の側面からケーススタディをとおして考察することを目的としている。

同研究会は、既存社会が自明の理としている学問的枠組みを再考する必要性をとなえ、研究者のみならず各界の専門家から構成されている。本稿は、研究会で議論された内容をまとめたものである。また、同紀要の青山満論文(「情報化の本質」)も同研究会のひとつの成果である。

- (2) 人間がモノを生産することは生存のための基本的な行為である。この生産過程における鉱物エネルギーの利用と機械の発明は、人間の生産性を飛躍的に向上させた。その結果、人間社会は農業中心の自給自足に近い社会から工業中心の分業からなる社会へと転換をとげていった。同時に、人間の営みで経済が主要な位置を占めるようになり、大規模生産による経済の発展が社会的目標になると、この目標に合致した社会が形成された。これを工業化社会という。
- (3) 辻智佐子・栗田るみ子「情報化社会における社会構造の変化 コンピュータ変遷史序説 —」 『城西大学経営紀要』創刊号,城西大学経営学部,2005 年 3 月,pp. 109-124。
- (4) 辻智佐子・辻俊一「情報化時代の社会構造」『城西大学経営紀要』第2号, 城西大学経営学部, 2006年3月, pp.66-95。
- (5) マックス・ウェーバー、清水幾太郎訳『社会学の根本概念』、岩波文庫、1995年。ウェーバーは、個人の行為を科学的に理解することをもって社会学という学問を位置づけた。個人の行為は社会的行為の類型化によって理解可能であり、ウェーバーは「目的合理的行為」「価値合理的行為」「感情的行為」「伝統的行為」の4つに社会的行為を分類している。社会学が合理的前提のうえに現象の一般的法則を求めるという意味から、非合理的行為を分析対象とする心理学と区別している。
- (6) 同上, 『社会学の根本概念』, p.8。
- (7) ウェーバーは、社会的行為が意味をめざす行為であるからこそ客観的に理解可能であるとしている。 理解には、行為主体の主観的意味を直接に理解する直接的理解と、理解可能な行為の意味連関(動機) を把握する説明的理解がある(同上、『社会学の根本概念』、pp. 14-16)。
- (8) マーシャル・マクルーハンは、1960年代において、新聞やラジオ、テレビなどの媒体そのものが 人間の知覚習慣を変えることを指摘し、電子媒体が通常となった現在をひもとくためには媒体そのも のを問題にする必要があるとした。つまり、マクルーハンの研究は、媒体をとおしてどのような情報 が伝達されるのかは重要ではなく、どのような媒体によって情報が伝達されるのかが重要であると主 張する(M. マクルーハン、E. カーペンター、大前正臣他訳『マクルーハン理論』、平凡社、2003年)。
- (9) 前掲,『社会学の根本概念』, pp. 36-37。
- (10) もっとも、ウェーバーは社会的行為と群集的行為の相違は非常に曖昧であるとしている(同上、『社会学の根本概念』、p. 37)。
- (11) 人間は、ある社会規範のもとである価値観をすでに有している他者(おもに親)によって育てられるため、他者との継続的な相互行為をとおして自然と社会規範や価値観を身につける。こうして、個人は成長過程において社会集団の一員としてうまく適合するようになり(「社会化」)、結局は個人の行為を統制する。

Ⅱ. インターネットにおけるコミュニケーションと社会規範について

第 I 部の情報化と行為の概念に関する考察を受けて、第 II 部ではインターネットコンテンツに おけるコミュニケーションの問題について具体的な検討を行う。

2007年末時点で日本国内のインターネット利用者は8,811万人(普及率69.0%)に達しており、 社会的な情報基盤としての役割が期待されるようになってきている⁽¹⁾。特に既存マスメディアの 経営環境が厳しくなり、新聞や雑誌、放送等への接触が低下する中で、若年層におけるモバイル端末中心の情報接触というライフスタイルの定着など、社会におけるインターネットの役割を無視することができなくなってきている。

インターネット利用において近年顕著な傾向として指摘されているのが CGM (Consumer Generated Media) の急速な拡大であり、「個人の情報発信の拡大」として論じられることが多い。その一方で掲示板やブログでの「炎上」や「裏サイト」でのいじめなどが社会問題として論じられるケースも増えてきており、インターネットにおけるコミュニケーションのあり方に対する関心が高まっている。しかし CGM がコミュニケーションとして社会的にどのように位置づけられるのかについては、十分な分析が行われていないのが現状である。

本稿では、CGMの中でも特に個人が簡便にインターネットで情報発信できるツールであるブログを取り上げ、行為の観点からコミュニケーションとしての性質について考える。本来であれば問題意識に即した調査を企画・実施して分析すべきところであるが、本稿では調査専門会社や行政機関等が実施・公表している既存の調査をもとに全体状況を概観して、論点となる要素を抽出することから着手したい。

1. ブログの現状

1.1 CGM とブログの定義

CGM については、現時点では学術的に厳密な定義がなされているわけではない。インターネットに関する一般的な認識としては、消費者が内容を生成してメディア化、データベース化しているウェブサイトなどを指している。マスメディアのようなプロフェッショナルな編集により情報が管理された状態でインターネットに提供されるのではなく、CGM では情報の収集・編集・加工・制作・配信に従事しない消費者やユーザー自身が、個人的なできごとや意見・感想、画像などをインターネットで公開したり、商品やサービス、様々なできごとなどの情報交換を行う。CGM はインターネットコンテンツのマッシュアップ化(インターネット上で複数の異なる提供元の技術やコンテンツを複合させて新しいサービスを形成すること)により活性化してきたものである。コンテンツをサイト制作者がすべて作り上げずに、他者が制作したコンテンツの情報を取り込みながら自分のコンテンツを生成していくことが一般化してきていると言える②。

ブログとはウェブログ(weblog)の略で、時系列的に更新される日記や特定テーマについての個人やグループのウェブサイトである。インターネットプロバイダーが提供するサービスを利用すれば、ホームページに比較して平易にウェブサイトを開設することができる。コメント機能、トラックバック機能、RSS(Rich Site Summary)機能、アフィリエイト機能などが実装された動的なコンテンツである③。

1.2 ブログ利用者数と登録者数

ブログの普及状況を概観するために、ブログの利用者数と登録者数に関する調査数値を見ておく。まず利用者数であるが、社団法人日本広告主研究会の実施した「消費者メディア調査」(ネットレイティングス社のデータを使用した分析)によると、ブログ(専用ブログサービス、主要ポータルサイト・主要 ISP のブログサービスを含む)の利用者は 2005 年 12 月時点で 2,176 万人であったが、2006 年 9 月時点では 2,673 万人になっている $^{(4)}$ 。

また、株式会社ビデオリサーチインタラクティブの調査(自宅内 PC インターネット利用者の推定値)によると、2007年の1年間でのブログサイトの推定訪問者数は約3,527万人であり、2006年(2,752万人)に比較して128%増となっている。これは自宅内 PC ユーザー数の伸び(115%)を上回っている。月間ベースではアクティブリーチは60%台で推移し、訪問者一人あたりの平均接触回数は40回弱、平均視聴ページは約110ページ、平均滞在時間は1時間をやや上回る程度で安定して推移しており、ブログ閲覧行動が安定化してきていると推定される⑤。2007年末のインターネット利用者は8,754万人に達していると推計されており⑥、約40.3%が利用していることになる。

次にブログの登録者数であるが、総務省の「ブログ及び SNS の登録者数」によると、ブログの登録者数は、2005 年 3 月時点では 335 万人であったが、2006 年 3 月時点では 868 万人に増加している $^{(7)}$ 。2006 年のインターネット利用者数は総務省の推計によると 8,754 万人なので、ブログ登録者は約 10%になる $^{(8)}$ 。

1.3 ブログ利用の形態・方法

次にブログ利用の形態や方法についての調査結果を見ておく。総務省『平成 19 年版 情報通信白書』は「ブログと SNS」という項目をたて、「消費者発信型メディアの中でも、ブログはここ数年で目覚ましい普及を遂げている」ことに注目し、NTT データ経営研究所が 2007 年に実施した「我が国の社会生活における ICT 利用に関する調査」をもとにブログの利用状況を紹介している $^{(9)}$ 。この調査によると、個人が開設したブログの閲覧頻度とブログの閲覧の変化は表 1、表 2 のとおりである。これによると、閲覧した人は全体の 39.6%であり、その中でも恒常的なコミュニケーション状態にあると考えられる「毎日閲覧している人」は 12.4%である。

また「個人が開設しているブログへ書き込みを行ったことのある人」の割合は 13.9%であり、そのうち週 1 回書き込みを行っている人の割合は 6.2%となっている。ブログへの書き込みをしている人の特徴としては、閲覧するようになってから「1 年未満」と「1 年以上~2 年未満」に書き込みを始めた人が 66.2%を占めており、閲覧と同様に書き込む人が増加していると言える。また最近 $1\sim2$ 年($2005\sim2006$ 年)の書き込みの変化では「非常に増えた」「増えた」の合計が

表1 個人が開設したブログの閲覧頻度

頻 度	割合
毎日	12.4%
週に3~4回	6.7%
週に1~2回	5.6%
月に 2~3 回	5.8%
月に1回以下	9.1%
閲覧していない	60.4%

出典:「我が国の社会生活における ICT 利用に関する調査」(総務省『平成 19 年版 情報通信白書』, ぎょうせい, 2007 年, p.88) をもとに作成。

表 2 ブログ閲覧の変化

変化の度合い	割合
初めて閲覧するようになった	8.2%
非常に増えた	17.1%
少し増えた	31.4%
変わらない	37.7%
少し減った	2.9%
非常に減った	2.7%

出典:「我が国の社会生活における ICT 利用に関する調査」(総務省『平成 19 年版 情報通信白書』, ぎょうせい, 2007 年, p.88) をもとに作成。

44.8%を占めている。

「自らブログを開設している人」の割合は 8.1%であり、特に女性の若年層では開設率が高い (女性 10 代の開設率は 25.0%、女性 20 代の開設率は 18.8%)。ブログの開設者の 79.0%が仮名 (ニックネームやハンドルネームなど)を用いて開設・更新していると回答している。また、開設者の 55.6%が「誰でも内容を見られるようにしている」と回答している。

さらに具体的な利用内容について調査を行ったのが、総務省情報通信政策研究所調査研究部「ブログの実態に関する調査研究の結果」(2008 年 7 月)である $^{(10)}$ 。この調査によると、2008 年 1 月現在インターネット上に公開されている日本国内のブログの総数は約 1,690 万(記事総数約 13 億 5,000 万件),データ総量は 42 TB(うちテキスト情報は 12 TB)であるが、このうち 1 か月に 1 回以上記事が更新されているアクティブなブログは約 300 万で,ブログ総数の 2 割弱である。つまりブログのすべてで更新行為が行われているわけではなく,平均的には 2 割程度のブログしか継続的なコミュニケーションを行っている状態にないことがわかる。

ブログ数の推移についてみると、毎月新たに開設される新規ブログ数は、主要なブログサービスが開始された 2003 年から急速に増加し、近年は毎月 40 万~50 万程度で推移している。インターネット上で公開されているブログの総数は 2004 年から 2005 年にかけて急増し、その後も引き続き増加傾向にあるが、アクティブブログの数は 2005 年以降 300 万程度でほぼ横ばいに推移している。これは新規にブログが開設される一方で、更新されなくなった既設ブログがそのまま残っているケースが多いということを意味している。また検索エンジンからのアクセスを増やすために、様々なキーワードを大量に埋め込んだ広告誘導のブログや、他のブログから掲載内容をコピーして作成されたブログなどの、いわゆる「スパムブログ」が増加している。2008 年 1 月 現在のアクティブブログのうち 12%がスパムブログに該当すると推計している。

毎月新たにブログに書き込みされる記事 (ブログサイト等の作成フォームにより1回の書き込

表 3 ブログの付加機能の活用状況

コミュニケーション機能	活用している割合	
コメント (自由書き込み)	78.7%	
コメント (許可制)	17.1%	
トラックバックの受付	45.2%	
テンプレートの変更・カスタマイズ	31.3%	
アフィリエイト	32.9%	
Ping 送信	17.9%	
ブログパーツ	22.5%	
写真・動画の投稿	37.0%	
動画共有サービスの動画の貼り付け	10.2%	
掲示板・BBS	17.8%	
メールフォーム	17.1%	
アクセスログ解析	28.7%	
アクセスカウンター	29.4%	
登録型リンク	5.8%	
その他	0.2%	

出典:総務省情報通信政策研究所「プログの実態に関する調査研究の結果」 (http://www.soumu.go.jp/iicp/chousakenkyu/data/research/ survey/telecom/2008/2008-1-02-2.pdf) をもとに作成。

み生成されるブログのコンテンツの単位)数は 2004 年から 2005 年にかけて急増し、近年も毎月 4,000 万~5,000 万件程度で推移している。 インターネット上で公開されている記事の総数は 2004 年から急速に増加し、近年においても増加傾向が続いている。

ブログには文字(テキスト)だけでなく、画像・動画ファイル等も活発に掲載されるようになっており、1 記事あたりの画像ファイル(JPEG、GIF 等)、音声・動画ファイル(SWF、WMV、AVI、MPEG 等)の掲載数は、2004 年から 2006 年にかけて急速に増加している。2006 年以降、画像ファイルは1 記事あたり 0.6 ファイルで推移しており、ブログにおいて文字とならんで音声や画像がコミュニケーションの材料となっていることがわかる。

ブログ開設経験者を対象としたアンケートによると, ブログの付加機能の活用状況は表3のとおりである。これによるとブログを開設する際に, 閲覧した人など他者からのアクセス手段を設ける機能を重視していることがわかる。

またブログを開設した動機については、表4のようになっており、自己のメッセージを表明したり情報を提供する場に他者が関わりを持つことに対する期待や願望をもち、そのためのツールを自分のブログサイトに実装させていることがわかる。

主たる動機	割合	特 徵
自己表現重視	30.9%	自己表現やストレス解消などの内面的な効用を重視。ウェブ日 記的な利用で,10 代,20 代の割合が多い。
コミュニティ形成重視	25.7%	ブログを通じたコミュニケーションを重視。(「子育て」等)
社会貢献重視	8.4%	自己の知識を発信して社会貢献することを重視。(「マネー・金融」「医療・介護」「地域」等)40代以上の割合が多い。
アーカイブ型利用	25.0%	自己の情報を整理・蓄積することを重視。趣味関係のブログが 多い。30 代,60 歳以上の割合が高い。
収益目的重視	10.1%	経済的収益を重視。「マネー・金融」「コンピュータ・IT」「地域」。10代,40代の割合が高い。

表 4 ブログを開設した動機

出典:総務省情報通信政策研究所「ブログの実態に関する調査研究の結果」(http://www.soumu.go.jp/iicp/chousakenkyu/data/research/survey/telecom/2008/2008-1-02-2.pdf) をもとに作成。

1.4 ブログ利用の特徴のまとめ

以上の各種調査結果をもとに、日本国内のインターネット利用におけるブログ利用の傾向をま とめると次のとおりである。

- ○ブログを閲覧するなどブログに接触する人(ブログ利用者)は 40%程度である。1 週間以内に繰り返して接触するのは 25%程度である。
- 〇ブログに書き込みを行ったことがある人は 13.9%であり,そのうち週 1 回書き込みを行っている人の割合は 6.2%である。
- ○自分のブログを開設している人(ブログ登録者)は10%程度である。
- ○ネットワーク上に存在するブログのうち現状で更新が行われているアクティブブログはブログ全体の 20%程度である。
- ○ブログを開設する動機としては、「自己表現」「コミュニティ形成」などなんらかの情報やメッセージの表明やコミュニケーションを求めている人が 90%である。
- ○ブログの更新にあたっては文字(テキスト情報)だけではなく動画や音声が利用されること が増加している。
- ○ブログ登録者は他者が自分のブログに関わる機能をサイトに実装させることが多く、特に自由にコメントがつけられる機能については 78.7%が実装している。
- ○アクティブブログのうち 12%はスパムブログであり、これらを閲覧したりコメントを書き 込んだりしても、人間とコミュニケーションしているのではなく、機械とメッセージを交換 していることになる。

2. ブログのコミュニケーション図式

第 I 部において「情報化社会における情報」は、「個人と他者の間で行われる相互行為に影響をおよぼすもの」であり、「相互行為」は「言語を主とするコミュニケーションによって個人の行為が直接的または間接的に他者の行為におよぶこと」であるとしている。

前節のブログ利用のまとめによれば、ブログ登録者はインターネットによってなんらかの情報やメッセージをネットワーク上で発信するが、発信されたすべての情報やメッセージが必ず他者に認識されているとは限らない。したがって、すべての情報が必ず他者の行為に影響を与えたり、他者から反応があるわけではない。つまり個人がブログで情報を発信する行為は「公開された電子的な場に情報やメッセージを提供する」ことであり、相互行為となる可能性がある状態にするということである。

またコメント機能など他者が情報を記述・アップロードできるブログでは、他者の行為により ブログ全体の情報の品質が変化するが、定期的な更新が行われているブログが少数であるという ことは、発信者の意図に基づいた情報の品質管理が行われているブログが少数であるということ になる。したがって、ブログにおける情報発信を純粋に一人の個人の行為としてとらえることは できない。

コミュニケーションの図式に関しては 1940 年代から先行研究が蓄積されているが、その原型のひとつがシャノン=ウィーヴァーのモデルである⁽¹¹⁾。コミュニケーション研究の蓄積によってこのモデルにフィードバック機能を取り入れるなどの修正や高度化が行われてきたが、情報がなんらかの経路で相手方に伝わるということが基本となっており、単純化すると図1のような線形の図式で示すことができる。これに対してブログにおけるコミュニケーションは、情報は電子的な公開の場に提供され、この公開された場に受信者側からアクセスがあり情報が受信者側に回収されるという、図2のような図式になっていると考えられる。

インターネットによる情報化は簡易な操作性や情報コストの低下,情報端末の利用における時間的・空間的な制約の低下等をもたらしたため,情報の発信量が急増するとともに時間的・空間的な整序が行われないままで,種々雑多な情報が可視化されて接触可能な状態で置かれるようになった。その情報に接触する側は,検索エンジンやリンクなどによって公開の場で接触した情報を利用している。検索エンジンの検索結果では,SEO (Search Engine Optimization:検索エンジン最適化)を施したサイトが上位に提示され,リンクはサイト管理者の判断で行っているので、受信者が特定の情報に接触するのを発信者が完全にコントロールするのは困難である。

情報の利用にあたっては、発信者の情報をひとつのまとまりとして利用するとは限らず、断片 化して利用される場合も多い。断片化して利用される場合は利用者にとって材料として扱われる



図1 相手方に経路が直接繋がるコミュニケーション図式

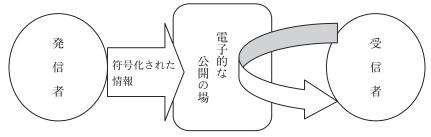


図2 ブログのコミュニケーション図式

ことになる。第1節で見たように、ブログは文字だけでなく画像・音声ファイルの掲載も多用さ れるようになってきており、利用者の関心や目的に応じて断片化して容易に自己の情報行為の材 料にすることができる。インターネットコンテンツやデジタルコンテンツにおけるコピーアンド ペーストの多用等はその一例である。

石井和平氏は「電子メディアの問題は、既存の社会の中でも起こり得る問題が、時間・空間の 再構成によっていかに変容するかという課題に収斂できる」と指摘しているが(12),この指摘を今 日的な問題意識からとらえなおすと、同じ時系列や座標軸を共有していることが前提とされず、 情報をまるごとあるいは断片化して利用する行為をコミュニケーションとしてどうとらえるのか ということになる。ブログの登録者が個人の情報行為をインターネットで外部に拡張しようとし ている行為が、実際には公開された場で情報が断片化され無条件に共有化される状態を形成して いるのである。

3. ブログにおけるコミュニケーションと「サイバーカスケード」論

冒頭に述べたように、インターネット利用の中で CGM が急速に普及するにともなって、ブロ グや SNS、掲示板等の中の特定のテーマに利用者が集中して「島」ができたり、特定の対象に 向けて批判が殺到する「炎上」や「祭り」と言われる現象が発生するようになってきている。荻 上チキ氏や鈴木謙介氏等は具体的な「炎上」事例を取り上げて,「炎上」の発生メカニズムとし て「サイバーカスケード」論を援用している(13)。

「サイバーカスケード」は、キャス・サンスティーン氏が『インターネットは民主主義の敵か』において指摘した現象である。サンスティーン氏は集団分極化(group polarization)概念を用いて現代のアメリカ社会における討議型民主主義(deliberative democracy)の可能性について検討する中で、情報のフィルタリングやカスタマイズ、公開フォーラムなどにおけるサイバーカスケードをインターネットにおける社会の分裂現象として分析している⁽¹⁴⁾。

サンスティーン氏によれば、選択肢がたくさんあるインターネットにおけるコミュニケーションは同調性を助長し、ウェブ上では空間的・時間的な隔たりがないため同調性がさらに強くなるので集団分極化が発生しやすいとしている。集団分極化が発生する理由として、①説得力の強い意見にシフトする、②人間は他集団の人たちによく思われたいまたは自分自身をよく思いたいという気持ちにより少数派の人が沈黙してしまう、という2つをあげている。②はエリザベート・ノエル-ノイマン氏の「沈黙の螺旋」理論を論拠としたものであり、集団分極化とならんでインターネットでのコミュニケーションの議論においてしばしば言及されている(15)。集団分極化の現象は、社会的カスケードと呼ばれる現象と密接に関係しており、大小含めて多くの社会的グループは驚くほど素早く特定の信念または行動へと飛びつき、多様だがお互いに無関係なカスケードが出現する可能性がインターネットでは高まるとしている(16)。

サンスティーン氏はインターネットにおける議論や集団の分裂や過激主義の発生について考察しているので、必ずしもインターネットにおけるすべての情報の流れや意思疎通を定式化して分析するというようなコミュニケーションの構造全体を明らかにするものではないが、集団分極化によりインターネットの利用においてコミュニケーションの集中現象が発生することを指摘している。サンスティーン氏の議論に補う必要があるのは、電子的に公開されたウェブという場には、サイバーカスケードが生じているコンテンツの他にも、CGMの普及により他者に認知もされず接触もされないコンテンツが多数存在しており、それらが常に他者の検索やリンクの可能性にさらされていることにより、サイバーカスケードの材料となり得るという視点である。つまり、サイバーカスケードはいつ、どういうきっかけで、何を材料に発生するかをすべて予見することができず、ウェブという公開の場に蓄積され続けている情報がいつ材料として使われるかわからない状態にある。したがってインターネット利用者の増加とコンテンツ蓄積の増加に比例して、カスケードが発生する可能性は高くなっていると考えられる。前節で見たように、ブログにおいて活発に動いている利用者は全体の10%程度であり、サイバーカスケードに積極的に関与する利用者はさらに少ないと想定される。サイバーカスケードの材料とそれに接触する可能性がある利用者の増加によって、社会問題化する事案が発生する可能性も高くなっている。

第 I 部で情報化社会における群集的行為に関する検討が必要であることを指摘した。遠藤薫氏はベンヤミンの『パッサージュ論』をはじめ群集に関する先行研究を整理し、インターネットが

〈超都市〉的空間を構成しており、〈群集〉は「遊歩者としてのインターネット住人」であると指 摘している。さらにハーバーマスの「公共性」概念との接続について検討し、ネットワーク上に 開かれたコミュニケーションの〈場〉は「集まりの場」であり、そこに集う人びとは集合離散し、 つねに流動的な〈小〉公共圏とみなすことが可能であるとしている(17)。しかし公共圏論は「公」 と「私」の二元論的分析に基づくとともに、近代市民社会の形成過程における歴史的なモデルと の対比が前提とされる傾向があり、公と私の分界点の設定の仕方や公共性の定義、インターネッ トにおける公共性の意味づけ等が議論の中心課題となるので、インターネットでのコミュニケー ション行為自体の問題点を分析するには限界がある(18)。今日において重要なのは,インターネッ トのコミュニケーションを単純に私的領域における通信の問題としてとらえるのではなく、社会 におけるコミュニケーション機能を十分に果たすための条件とは何かを問うことである。前節で 見たように,CGM コンテンツを発信するということは個人が電子的に公開された場に情報を提 供するという行為であり、その公開の場において提供されている情報を材料に多数の他者がそれ ぞれ独自の行為を行っている。通信のアナロジーである線形の図式で分析することは困難である。 サイバーカスケードを群集的行為として規定するには、概念的にも調査統計的にも今後の研究 課題とせざるを得ないが,少なくとも単純に仮想空間での線形の通信型コミュニケーションとし て現実社会から括り出して考えるのではなく、現実社会の秩序と関連づけて検討することが必要 である。技術革新によりコンテンツの加工や複製がますます簡便化・高速化するのにともなって コンテンツの陳腐化の速度も速くなっているので、サイバーカスケードの発生頻度が高まる可能 性があり、具体的な人格的・身体的・経済的な不利益や被害につながる行為となる可能性も高く なっていると考えられる。

4. 小 括

本稿はブログを中心にインターネットにおける個人を中心としたコミュニケーションの現状を概観し、サイバーカスケードの発生がインターネットでのコミュニケーションの構造的な要素に起因することと、現実社会の具体的な不利益や被害と関連づけて検討する必要があることを指摘した。ブログなど CGM における行為はすべてが相互行為として成立しているわけではないが、相互行為として成立する可能性は常に存在しているとともに、一部の利用者の動向が群集的行為に転化する可能性もある。現在の技術水準とインターネットサービス提供形態におけるブログは、必ずしも個人によってコントロールされた意思であることが担保されていない情報の電子的に公開された場への提供手段であり、常に第三者による介入や干渉・改ざん等の可能性があるにも関わらず、閲覧・利用の仕方や紛争解決に関する社会的合意が形成されていない。価値観の共有や社会的合意形成がないまま利用者が急増し、その一方で利用方法がさらに拡張・高度化している

のが現状である。社会全体としての経験の蓄積による共通理解の醸成やリテラシー教育の普及に 期待するだけでは、もはや問題を解決することは難しくなってきていると言える⁽¹⁹⁾。

しかし単純に現在の実定法を適用して問題解決を図ろうとしても、行為の類型の抽出が体系的に行われておらず、保護法益と個人の権利とのバランスをどのように確保するのかという観点での議論が十分とは言えない。法の適用のためになんらかの行為を識別するには、インターネットの利用内容や形態、使っている機能等でサーバーの検索やフィルタリングを行ったり、トラフィックのモニタリングやキャプチャーを行うことになるので、結果として一律に検閲を行うのと類似した結果になる。またインターネットの利用者と管理者との関係でみると、管理者の側が利用者の属性情報や網羅的なログを一方的・集中的に有しているので、個人としての利用者は弱い立場にたっている。このような一種の非対称性について利用者が共通に理解しないままで法執行を優先する問題解決アプローチだけが先行すると、利用者の権利侵害につながる恐れがある。

荻上チキ氏はアーキテクチャーによる管理や可視化の促進が監視や批判の過剰性を引き起こしていると指摘するとともに、白田秀彰氏の所論を引用して、サーバースペースにおける「法の完全実行」が可能になったとしており、その結果として「法の過剰」とよばれる事態になりうると指摘している⁽²⁰⁾。また白藤博行氏は、「オンライン捜査」や「インターネットの解明・解析」に関するドイツ連邦憲法裁判所の判決⁽²¹⁾を分析して、「最重要の法益」の危険が個別に立証される限り、その危険が近い将来に発生するといった十分な蓋然性が確認されなくても、これらに対する介入措置は正当化されるという点を強調している⁽²²⁾。

急速な技術革新と利用者の拡大に対応するためには、法執行的アプローチの精緻化が必要なことは明らかである。しかしインターネットの利用に関して幅広く合意できる社会規範を形成するためには、従来の通信型のコミュニケーション図式から脱却して、表現様式の変容に即した制度設計のための行為類型の抽出など、現実社会とインターネットでの行為を接続させる作業も同時に必要である。また社会規範が機能するためには、公開されたコミュニケーションの場の維持・運営を行う社会的な費用負担のスキームを構築することも同時に検討しなければならない。つまりインターネット自体を単純にメディアとしてとらえるのではなく、インターネットにおける社会的なコミュニケーションの成立条件についての制度設計的アプローチが求められているのである。ノエル・ノイマン氏は、ジョン・ロックの「意見の法」に関して、意見を扱うということは「その意見の発生する場所」の基準(模範)を扱うことに他ならないという主張に注目している(23)。現在のインターネットは、意見の「島」や「滝」がランダムに発生している状況であり、ガバナンスのあり方については利用者を含めた多様なステークホルダー同士の対話を積み重ねて作らなければならない。意見を発信する人間の行動を分析することによって、インターネットを

真に有益なコミュニケーションの場や道具とする方法論を獲得できるのではないか。(辻俊一)

- (1) 総務省『平成20年版 情報通信白書』, ぎょうせい, 2008年, p.88。
- (2) 『最新パソコン用語辞典』(第19版),技術評論社,2007年,p.78。
- (3) 同上,『最新パソコン用語辞典』(第19版), p. 55。
- (4) 社団法人日本アドバタイザーズ協会 Web 広告研究会のウェブサイト(http://www.wab.ne.jp/topicseoa/CGM2007.html) を参照。
- (5) 株式会社ビデオリサーチインタラクティブのウェブサイト (http://www.video.co.jp/release/20080206.html) を参照。
- (6) 前掲書,『平成20年版 情報通信白書』, p.88。
- (7) 総務省「ブログ・SNS の現状分析と将来予測」(2008 年 5 月) ウェブサイト (http://www.soumu.go.jp/s-news/2005/050517_3.html), および総務省「ブログ及び SNS の登録者数」(2006 年 4 月) のウェブサイト (http://www.soumu.go.jp/s-news/2006/060413 2.html) を参照。
- (8) 前掲書,『平成20年版 情報通信白書』, p.88。
- (9) 総務省『平成19年版 情報通信白書』, ぎょうせい 2007年 p.158。
- (10) 総務省情報通信政策研究所「ブログの実態に関する調査研究の結果」のウェブサイト(http://www.soumu.go.jp/iicp/chousakenkyu/data/research/survey/telecom/2008/2008-1-02-2.pdf)を参照。
- (11) C・E・シャノン, W・ウィーヴァー, 長谷川淳他訳『コミュニケーションの数学的理論 情報理論の基礎』, 明治図書, 1969年, pp. 14-34, 43-47。森岡清美他編『新社会学辞典』, 有斐閣, 1993年, pp. 473-478。大黒岳彦『〈メディア〉の哲学 ルーマン社会システム論の射程と限界』, NTT出版, 2006年, pp. 11-14。
- (12) 石井和平『社会情報学 情報技術と社会の共変 』, 学術出版会, 2007 年, p. 99。
- (13) 荻上チキ『ウェブ炎上 ネット群集の暴走と可能性』,筑摩書房,2007 年。鈴木謙介『ウェブ社 会の思想 — 〈偏在する私〉をどう生きるか』,日本放送出版協会,2007 年。
- (14) キャス・サンスティーン, 石川幸憲訳『インターネットは民主主義の敵か』, 毎日新聞社, 2003 年, pp. 67-101。
- (15) エリザベート・ノエル-ノイマン,池田謙一他訳『沈黙の螺旋理論 世論形成過程の社会心理学』 (改訂版),ブレーン社,1997年。
- (16) 前掲書,『インターネットは民主主義の敵か』, pp. 93-95。
- (17) 遠藤薫編『インターネットと〈世論〉形成 間メディア的言説の連鎖と抗争』,東京電気大学出版局,2004年,pp.33-59。ヴァルター・ベンヤミン,今村仁司他訳『パッサージュ論』第3巻,岩波書店,1994年,pp.67-131。ユルゲン・ハーバーマス,細谷貞雄他訳『公共性の構造転換 市民社会の一カテゴリーについての探求』(第2版),未来社,1994年。
- (18) 今田高俊「社会学の観点から見た公私問題 支援と公共性」(佐々木毅・金泰昌編『公共哲学』第2巻,岩波書店,2001年,pp.41-71。),曽根泰教「情報社会と公共性 サイバースペースは『公共空間』たりえるか」(佐々木毅・金泰昌編『公共哲学』第10巻,岩波書店,2002年,pp.299-323),花田達朗『公共圏という名の社会空間 公共圏,メディア,市民社会』,木鐸社,1996年,pp.23-54。
- (19) リサイクル家電の横流しをめぐるニュースサイトの記事で名誉を棄損されたとして毎日新聞社に損害賠償を求めた訴訟で、東京地裁(平成20年9月12日判決)は、ニュースサイトの閲覧の仕方について「見出しだけで閲覧する読者も相当数存在すると想定される」として名誉毀損を認めている。また、中国放送のニュースサイトにおける広島県知事選をめぐる裏金疑惑報道によって名誉を棄損されたとして、放送倫理・番組向上機構(BPO)放送と人権等権利に関する委員会に対して行われた申し立てについて、委員会決定では社会的影響力を判断基準としているが、できる限り客観的・外形的

な判断基準が必要であるという意見も付されている。(放送と人権等権利に関する委員会決定第 38 号 (平成 20 年 12 月 3 日)) いずれもマスコミ機関を相手とした事案であるが,個人を含めた今後のインターネットでの情報提供に関する合意形成において前例となる可能性がある。「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」(平成 20 年法律第 79 号)で定める「特定サーバー管理者」とは,個人がなんらかの情報をインターネットで公開して提供する場合も含むと解されている(同法第 2 条第 11 項参照)。

- (20) 前掲書,『ウェブ炎上 ネット群集の暴走と可能性』pp. 177-179。白田秀彰『インターネットの法と慣習』, ソフトバンク新書, 2006 年。
- (21) 2008 年 2 月 27 日 NRW 「オンライン捜査」 規定等違憲判決。 (http://www.bverfg.de/entscheidungen/rs 20080227_1 bvr 037007.html)
- (22) 白藤博行「リスク社会下の警察行政」,『ジュリスト』1356 号, 2008 年, pp. 84-85。
- (23) 前掲書,『沈黙の螺旋理論 世論形成過程の社会心理学』改訂版, pp. 77-82。ジョン・ロック, 大槻春彦訳『人間知性論』第 2 巻, 岩波書店, 1974 年, pp. 343-346。

Ⅲ. 情報化社会における新たなパースペクティブに関する試論

1. 情報化社会の特徴

ここでいう情報化社会はインターネットを念頭に置きたい。この場合の特徴として、次のようなことを指摘できる。1つに、「情報の即時伝達性」である。電磁的方法によれば、その利用者に対しては、自分の伝えたいこと等は瞬時に伝わる。2つに、「情報の大量伝達」である。大容量の情報が大量の人に対して伝えられる。送られた人は、例えば CP の前に座ってキーをたたけば、そこに伝えられた情報を見聞きすることができる。3つに、「大量の情報発信者の存在」である。インターネットを介したコミュニケーションでは、情報の受信者も大量であるが、同時に発信者も多数である。実にさまざまな人が、さまざまな考えを伝える手段としてインターネットを利用している状況である。しかし、4つに、「インターネット利用における制約」という特徴もある。インターネットを含頭に置いた場合、電磁的方法の利用者が無限定かというとそうでもない。インターネットの普及率がおよそ70%に達したといえども①、今までコンピュータを利用したことがなく、今後も利用するつもりがない人には、上記のような事実関係は無関係のままである。しかも、電気がなければインターネットの利用はできないし、インターネットプロトコル等それなりのルールにも従わなければ利用は不可能である。

このように、インターネットを情報化の中軸にすえた場合、大量情報の俊敏な伝達を一定の装置のもとで可能にしたというところに、今日の情報化社会の特徴を捉えることができるであろう。 しかし、これらの特徴はインターネット独自のものなのか。人類の歴史をひもとけば、情報を 伝達するような手段は昔からあり、それが徐々に発達してきたということは、狼煙から始まり、 手信号, 灯台等の光による信号, 電信信号, 電話, ラジオ・テレビといった現在の日常品を見れば, 上記の特色は多かれ少なかれ認められるところである。今日の情報化社会として捉えられる上記の特徴は, 相対的にその程度が強まった, 急激に発展していった, というものでしかないようにも思われる。

さらに、インターネットによる情報化の特徴は、利用手段から派生するものばかりであり、内容の正しさといった実体的な独自性が直ちに出てくるものではない。そこで取り上げられる内容は、すぐさま、従前の善悪の観念からして正しいか否かということを指し示すことにはつながらない。実際、そこでは、多くの理由のない非難や中傷があふれている。この点が、情報化社会の抱えるひとつの深刻な問題であり、検討すべき特徴でもあるように思う。

2. 情報化社会の正当性を生み出す過程

実体的な影響を考えた場合、第1節で述べた諸特徴から次のように検討してみる。その結果として多くの人によって、その存在・内容が承認されるとともに、社会の構成員に対して拘束力を 生み出す根拠となる契機を見出すことができる。そのことをもって「正当性」を生み出す可能性 があると考えてみることはできないか。

① 情報の即時伝達性

「即時伝達」はどのようなものか。即座に答えがでるようなものに対しては常に評価されてきた。例えば、裁判制度にしても、刑事裁判の判断はなかなかでないと常に非難されてきた。裁判の迅速化に関する法律も成立し、2年以内には終結できるように目標を課されるようになった。その文脈で「即時伝達」できるものは、評価されるべきものだ・正しいものだとの評価を受ける性質を持つものといえる。

② 情報の大量伝達

「大量伝達」ということについてはどうか。消費財の資源の有限性の観点からは、決して「大量」という言葉は評価されるものではないかもしれない。しかし、競合性や排他性がない「情報」という対象に対しては、「ゼロサム社会」ではないし(同研究会においては、エネルギー保存則が成立しないとの話も出たところであった)、効率的配分は考えなくてもいい。裁判の世界で考えてみると、裁判のひとつの価値は安定性といえる。同じ事例には同じ判断がなされるべきであろう。そのために、当事者は、判例検索等、従前の事例を調べ、直面している事例はどのように取り扱われるかの予測、判断する裁判所にも検索結果を伝えて、判断の資料にしてもらう。現代は、その検索能力が飛躍的にアップした。裁判所も最新の判決を公開するし、裁判例のデータベース会社は、日夜情報の収集、能率的な検索方法の開発に努めているところである。そうすると、現在の事例は、ほぼ機械的に結論が出てくるということも増えているのではないかと思われる。

そのこと自体は、「安定性」という観点からいえば、望ましいものだといえる。これらの社会の 状況からすると「大量伝達」できるということは、やはり、素晴らしいことである。さらに、 「情報」そのものが、生産性も高い有望株と評価されるビジネスの対象となるものであれば、よ り推奨されるべき状態だと評価されることになる。

③ 大量の情報発信者の存在

「発信者多数」という特徴についても、さまざまな情報・意見が飛び交うことで、関与者の知識・認識が深まり、その中で意見の交換も多数回行われるようになり、その中で多くの関係者を説得する議論も出てくることになる。そのような議論は、説得性のある正しい手続きによる議論だということになり、その内容は正しいものだとの評価を受けることにもなる。

④ インターネット利用における制限

「電磁的方法により電気を前提にした一定ルールのもと」という点についても、得体の知れない事柄は、そもそもそのようなツールには乗ってこない。一定のルールが使える者のみが参加し、一定のルールに従える能力が必要で、主に言語等で意思伝達をしていくということになれば、そこには論理性も要求されることになる。批判に耐えうる情報、意見も登場してくることになってくる。そのような論理性を持った情報等は、そのことのみを持っても、多くの者の支持を獲得することになり、正しい議論だとの認定にもつながる。ここで、多くの人の支持を得た、論理的な議論というものは、民主的社会においては正当な望ましいものとして評価を受ける。例えば、それが法律となって、人々の間のルールとなり、違反者に対しては制裁を与えうるような権力性も獲得しうることになる。

以上のようにインターネットを介した情報の正当化について考えると、情報化社会の諸特徴は、手段的な側面を有しているだけなのに、正しい価値観を持つものとして評価される要素を多く持っているということができる。それは、既存の価値として承認されているものと共通の性質を抽出できるからであり、現代の権力性の契機となる民主性との親和性を認めることができるからだともいえる。

3. 情報化社会の要素である「情報」の前提と可能性

上記で述べたように、正当化の契機を含む情報化社会において、対象となる「情報」は正しい ものだと評価される可能性が出てくる。ただ、「情報」はそれに安住していていいのか。「情報」 自体がもつ要素を損なうことはないのか。

一つあげておきたい要素としては、「情報」は表現であるということである。表現は人が人に 伝えたいことがあるときのツールである。伝えたい人が、伝えたいことを表現し、情報の受領者 がそれを受け取り理解する。そこには伝えたい人の人格が現れ、伝えたい人の思想が現れる。そ れらの思想を尊重しあうという前提があって初めて、情報化社会が成り立つともいえる。それは個人の尊重の前提に立っている。かかる観点は、例えば、日本においては、日本国憲法が唱える個人の尊厳という考えとも整合的であるし、西欧の個人主義の考えとも調和が取れるものといえる。

このように考えると情報化社会というのは個人を尊重しあう社会を前提にしている。しかし、個人の尊重ということが、第2節で検討した過程と整合性を持つこともあれば、全く対立してしまうことも出てくる。さらに、対立した結果が過激な形にて生じてきてしまうということがあるのではないか。

ひとつの例として,ブログ等で意見交換をしている場面というものを考えてみよう。そこで議 論されている中で,自らの意見が孤立する,多数意見と同調していかない,ということを考える。 そのとき、そのブログの多数意見は、正しいものと評価される可能性があり、その結果として自 らの意見は正しくない、あるいは誤ったものだとの評価を受ける可能性がある。実社会では、個 人の意見をしっかり持って生きている人は多い。しかし、ブログの中ではそのようなことをして いれば、多くの人に叩くだけ叩かれて、人格も何もあったものじゃないという状況に追い込まれ る可能性がある。実社会でも「村八分」はあるが、そこでは「二分」は付き合ってくれる。他方、 ブログのなかではそのようなわけにはいかない。参加者は、参加しているときは、自ら電磁的記 録の発信者、あるいは受信者という立場でのみ参加しているのであって、それが叩かれるとなれ ば、参加しているときの全てを叩かれることになりかねない。あとはその場から離れるしかない。 結果、情報化社会から離れるということになり、その意味では、情報化社会では「死亡」の烙印 を押されることになってしまう。つまり、情報化社会は、ある種の凶暴性を有しているのである。 この凶暴性にさらされたくなければ、自らが情報化社会に参画しなければよい。あるいは、いっ たん参画していたとしても,途中で撤退すればよい。しかし,そうすることで情報化社会の一員 ではなくなる。しかし、自らは、自らを表現したくて参加した、いわば自己表現・自己実現のた めに参加したのに、それを非難されることになるのであるから、社会から離れる場合は、自己に 対する徹底的な否定を受けている可能性がある。そこではただ、離れればいいということだけに とどまらない。自らを、この場所で自らを表現して自己実現を図ろう、図るしかないと考えてい た人にとっては、自己の存在の存立にも大きく影響を与えることも考えないといけないかもしれ ない。

4. 情報化社会の「社会」

情報化社会において、自らを表現しようとしたにもかかわらず、すべての個人がそれを果たす ことができるわけではなく、場合によっては、自己を否定されてしまうかもしれない状況にして しまうものは何か。その主体は、情報化社会という「社会」だと捉えることができる。「個」を 抹消に導いたのは、多くの別の「個」が発信した、非難の情報である。受け手にとっては、その 情報は「個」の情報ではなく、一つの、正当性があり、権力的契機も持った、大きな塊のような 情報と考えられる。その大きな塊である非難の声は、電磁的自動送信装置の手段を使って、何倍 にも増幅されることもある。それを受ける「個」はその受容能力をはるかに超えた非難情報を受 けなくてはならない。

換言すると、個人の力ではなんともし難い、何がしかの力が作用しており、社会に所属する人に対して影響を与え、一定のルールによる社会の調和をもたらしている。これを、ひとつの秩序と呼んでいいかもしれない。この秩序は、既存の社会における秩序と同一かという保証はない。連続性もあるかどうかも疑わしい。どのような秩序が形作られるかも予想もつかない。そんな性格も、この社会には認めることができるのではないか。

結果、情報化社会がもたらした秩序が、個人の尊重という自らの社会の前提をゆるがせにしか ねない性格を有しているといえるのではなかろうか。

5. 情報化社会と実社会

情報化社会の中で暮らしている人は、同時に、実際に暮らしている社会である実社会の一員として行動している。情報化社会も実社会の一要素である。実社会は、歴史的、文化的、地域的等さまざまな影響を受けながら、過去から今日に至る連続的経過を経て築かれてきたものである。情報化社会に生きておらず、実社会を生きている人にとって、情報化社会は全く縁もゆかりもないものであり、実社会の秩序の中で生きていくだけである。

しかし、情報化社会において前述のような経緯で出来上がってきた秩序は、実社会に全く影響を与えないというわけにもいかない。例えば、情報化社会に生きている人は、全て実社会に生きている。この人たちの中には、情報化社会下での秩序に則って実社会を生きている人もいるわけで、そのような秩序とは縁遠かった人は、彼らと接触を持つことで、未体験の秩序を体験することになる。

ここで、実社会で生きている人が、情報化社会でも生きている人に対し、今回体験した秩序に 違和感を表明することもある。すると、自身は情報化社会に参加していないのに、知らぬ場で勝 手に非難を受ける可能性も出てくる。また、情報化社会に生きている人同士が実際に会って懇親 を深めることもあるが、その際、本当に会っていいものかどうか、警戒をすることもあろう。

これらの影響はわずかのときもあるかもしれないが、徐々に影響力も増してくる。かかる状況 も情報化社会を他の社会と分ける性質と捉えることができ、情報化社会そのものを分析対象とす るひとつの理由でもある。 実社会には、自然からくる制約、既存の社会からくる制約、歴史的制約等さまざまな制約が存する。それらのテストに耐えて初めて、人々に認知されることになる。しかし、情報化社会の秩序は、実社会で適応が難しくても、この情報化社会に戻れば(「引きこもり」のイメージである)、実社会におけるさまざまな制約から避難でき、消去されることはない。そこにとどまれば、その秩序はほかからテストを受けることもなく、しぶとく存続し続ける。このように、情報化社会の秩序は「生命力が強い」ということがひとつの強みになっており、捲土重来を期して、再度実社会に躍り出て、実社会の秩序を支配していくこ可能性を秘めていることは否定できない。そこでの秩序は、既存の価値観と相容れるかは不確定であり、また情報化社会の存立の前提もゆるがせにするような性格は、実社会にも影響を及ぼす可能性がある。

では実社会における秩序で正当なるものが、情報化社会のルールに従って情報化社会に入り込んでくれればいいではないか。しかし、そこで、支配する秩序になるためには、その情報化社会でのテストを受けなければならない。そのテストは、実体的な要素は乏しいと思われる。実社会の正しい秩序が、この社会で秩序の地位を獲得する保証は全くないのである(上記の事例でいえば、当該論文は、これこれという点でおかしいと情報化社会内で論戦を挑むことはできる。しかし、克服できるかは不明である。上記の場合は、克服というよりも、関心がすたれるか、ますます、上記論調が盛んになるという可能性もあるのではなかろうか)。

こうしてみると、情報化社会の中で構築される秩序はどんな内容でもひとつの秩序になる可能 性があるということだ。何かを基準にとか、何かの価値を碇にするかというような保証もない。

6. 小括

以上の検討からは、情報化社会は、いかなる方向で進むかといった碇のようなものはなく、そこから生まれてくる秩序はどのような内容を持つかも保証はない。ただ、実社会にも影響を与える可能性もあるといえる。そして、それは個を超えたものとして制御不能になってしまう要素も伺われるということになる。かかる視点からすれば、情報化社会というものは決してばら色だけではなく、不安定要素や問題点も含むものとの評価もあり得る。

しかし、情報化社会はこれからの社会であり、今後も発展していくことが期待されている社会 である。この社会をいい方向に向かわせることを考えていくということは非常に重要なことであ る思われる。最後に、この点について論理性との関連から若干の検討をおこないたい。

検討の視点は、本稿の冒頭に述べた情報化社会の諸特徴において捨象されてしまう事情がある のではないかというものである。例えば、ホームページ上でのアンケートといったものがある。 ここで、最終的にはアンケート結果が円グラフのようなものにまとめられることが多く、質問事 項は既定の質問から選択をするということになろう。文章により表現して回答できるところがあっ ても、その他に分類されるであろう。また、他の質問もイエスかノーで答えるといったような質問が多く、文章として表現するということはあまり見かけない。結局、設定者が想定しているような有限な世界を前提に、足し算等ができるようなものを前提においていると評価せざるを得ない。実は、ここでいう論理性というのは、有限可算の世界を前提にした論理性を言っていることになる。

個は果たして、そのような世界を基にして表現できるのであろうか。決して、足し算できない ものがあるし、足し算したら算数のような答えにならないときもある。人間は地球上には有限数 しかいないが、考えることは無限なのではなかろうか。個は、そのような無限非可算な世界を前 提にすることで存立しているところもあり、そのためにどのように情報化社会を位置づけて形作っ ていくという視点が必要なのではないか。

情報化社会の特徴としてあげた、この論理性は、本来は妥当なものとして捉えられる。裁判においても、論理的な主張、分析的な観点といったものは事件解決のための前提として尊重される。双方の主張を整理していくとき、いわゆる要件事実といったものを基準に整理され、争点を明確化していくことが通常である。ただ、それだけで、事件は解決するのか、要件事実的に整理していくと割愛される部分も出てくる。当事者は非常に大事だと思っても、それは法的には大事ではないとして取り上げられない。紛争の解決としての裁判制度に何もかも期待することはできないが、それにしても、かつてであれば、全体的な解決等と称して、背景事情も取り込んだ上で解決されてきた事案が、近頃は難しくなってきている。従来の解決はそれだけ時間がかかる。しかし、りんごは熟して木から落ちるものである。そのことはそれで重大な価値を持っているのではないか。情報化社会においても、そのような、捨象されてしまった要素を取り込んでいくことが重大なのではなかろうか。

情報化社会の特徴からすれば、捨てられるようなものを取り出して、その要素を取り入れて考えていかないといけないということ自体、矛盾といわれる可能性も高い。しかし、無理難題を乗り越えるで、社会が変わっていったということも、歴史は語っているのではなかろうか。(渡辺昇一)

(1) 本稿の第Ⅱ部「インターネットにおけるコミュニケーションと社会規範について」を参照。

総 括

情報化時代を象徴するインターネットの普及がわれわれのコミュニケーションや相互行為にど

のような影響をおよぼし、既存社会にどのような結果をもたらすのかについて、いまは確固たる答えはない。インターネットが人間のコミュニケーションの可能性をさらにひろげ、対面でのコミュニケーションをより補完する役割を果たすと考えることもできるし、逆に、インターネットによって対面でのコミュニケーションの重要性が希薄化し、結果として社会的に孤立した個人を多く創出してしまうと考えることもできる。また、情報がおおきな価値をもつ現代では、情報発信の観点からすると、インターネットは他のマス媒体よりも民主的であり自由平等である。それゆえ、「東芝問題」でみたように、弱い立場の個人が強い立場にある組織から身を守る手段にもなり得る。しかし一方で、平等性ゆえに、たとえ匿名でもだれもが情報の発信者(および受信者)になることができるため、情報の内容に対してなんら責任を問われないという問題も同時に孕んでいる。これに関連する議論は、本稿の第 Π 部と第 Π 部においても展開されており、情報化社会の今後を占ううえで重要な論点のひとつになっていくであろう。

第Ⅱ部の「インターネットにおけるコミュニケーションと社会規範について」は、若者世代を中心としたインターネット利用が常態化するなかで、ブログに代表される「個人の情報発信」の急速な拡大が引き起こしているコミュニケーションの問題に着眼した論文である。ブログをとおしたコミュニケーションは、情報の発信者と受信者を線形でとらえることはできず、曲折的な経路をたどる。これが意味するのは、発信された情報がいったん電子的な公開の場に置かれることによって、受信者は発信者の意図から離れたところで情報を自由に操ることができるうえに、インターネットという時空間の制約から解放されたグローバルなコミュニケーション・ツールをつうじて、情報の信憑性が吟味されないまま「集団分極化」を招来する危険性がそこには内包されている、ということである。辻(俊)論文はこれに警鐘を鳴らすものであり、インターネットにおけるコミュニケーションのあり方について社会的な合意形成を積み重ねて、現実社会と接続させた制度構築の必要性を主張する。

第Ⅲ部の「情報化社会の方向性に関する試論」は、インターネットの普及が法律の現場にもたらす影響を前向きにとらえつつも、インターネットのなかでつくり上げられた社会で捨象されていく個人の存在について注意をうながす。つまり、インターネットは個人の自由な情報提供の場であり民主的な側面をもちながら、一方で、ひとたび放たれた情報がひとり歩きすることで独自の社会を形成し、そこにひそむ凶暴性が個人の尊厳をうばうというリスクもおなじくもち合わせていることを訴えかける。渡辺論文は、インターネットの利用はわれわれに豊かさをもたらすものでなければならず、そのためにも21世紀の情報化社会の構築はデジタル化できない個人から出発することの重要性を問うたものである。

インターネットが情報化社会を考えるうえで重要なのは、既述のように、インターネットを介 した情報の再生産が人間のあらたなコミュニケーションの方法をうみ出しつつあるからである。 しかも、それが既存の社会に看過ならぬ問題を惹起する可能性を秘めており、これについては上 記 2 論文でも論じられたことである。

インターネットに対する現在の評価はさまざまであるが、これからの情報化社会を実りおおきいものにするためには、まずインターネットのなかでおこなわれているコミュニケーションや相互行為がどのようなものかを理解し、それらが既存の現実社会にあたえる影響について具体的に考えることが肝要である。そして、インターネットのもつメリットとデメリットを十分に把握し、情報化社会においてあらたな制度的枠組みを今後くみ立てていくことが必要となるだろう。

参考文献

アンソニー・ギデンズ、松尾精文他訳『近代とはいかなる時代か?』、而立書房、2002年。

アンソニー・ギデンズ、松尾精文他訳『社会学』(第4版)、而立書房、2006年。

石井和平『社会情報学 — 情報技術と社会の共変 — 』, 学術出版会, 2007 年。

ヴァルター・ベンヤミン, 今村仁司他訳『パッサージュ論』第3巻, 岩波書店, 1994年。

ウルリヒ・ベック、伊藤美登里他訳『危険社会』、法政大学出版局、2006年。

エリザベート・ノエル-ノイマン,池田謙一他訳『沈黙の螺旋理論 — 世論形成過程の社会心理学』(改訂版),ブレーン社,1997年。

M. マクルーハン, E. カーペンター, 大前正臣他訳『マクルーハン理論』, 平凡社, 2003年。

遠藤薫編『インターネットと〈世論〉形成 — 間メディア的言説の連鎖と抗争』,東京電気大学出版局, 2004 年。

大黒岳彦『〈メディア〉の哲学 ルーマン社会システム論の射程と限界』, NTT 出版, 2006 年。

大島邦夫他『最新パソコン用語辞典』(第19版),技術評論社,2007年。

荻上チキ『ウェブ炎上 — ネット群集の暴走と可能性』, 筑摩書房, 2007年。

キャス・サンスティーン, 石川幸憲訳『インターネットは民主主義の敵か』, 毎日新聞社, 2003年。

金子宏他編『法律学小辞典』(第4版補訂版),有斐閣,2008年。

佐々木毅・金泰昌編『公共哲学』, 岩波書店, 2001~2002年。

C. キャグホーン編,山本啓他訳『ハーバーマスと公共圏』,未来社,1999年。

白田秀彰『インターネットの法と慣習』、ソフトバンク新書、2006年。

白藤博行「リスク社会下の警察行政」、『ジュリスト』1356号、有斐閣、2008年。

ジョン・ロック, 大槻春彦訳『人間知性論』第2巻, 岩波書店, 1974年。

鈴木謙介『ウェブ社会の思想 ――〈偏在する私〉をどう生きるか』,日本放送出版協会,2007 年。

佐々木良一『IT リスクの考え方』, 岩波書店, 2008年。

総務省『平成19年版 情報通信白書』, ぎょうせい 2007年。

総務省『平成20年版 情報通信白書』, ぎょうせい, 2008年。

花田達朗『公共圏という名の社会空間 — 公共圏、メディア、市民社会』、木鐸社、1996年。

ピエール・アスリーヌ他、佐々木勉訳『ウィキペディア革命 — そこで何が起きているのか?』、岩波書店、2008年。

古畑和孝他編『社会心理学小辞典』(増補版),有斐閣,2002年。

- マックス・ヴェーバー,清水幾太郎訳『社会学の根本概念』,岩波書店,1995年。
- 森岡清美他編『新社会学辞典』, 有斐閣, 1993年。
- 山口定『市民社会論 歴史的遺産と新展開』有斐閣,2004年。
- 山本まさき、古田雄介『ウィキペディアで何が起こっているのか 変わり始めるソーシャルメディア信仰』、オーム社、2008 年。
- ユルゲン・ハーバーマス、細谷貞雄他訳『公共性の構造転換 市民社会の一カテゴリーについての探求』 (第 2 版)、未来社、1994 年。
- ユルゲン・ハーバーマス,藤沢賢一郎他訳『コミュニケイション的行為の理論』(上・中・下巻),未來社, 2006 年。
- 吉国一郎他編『法令用語辞典』(第11次改訂版), 学陽書房, 2001年。
- ルネ・ジラール、織田年和他訳『身代わりの山羊』、法政大学出版局、1985年。
- 株式会社ビデオリサーチインタラクティブのウェブサイト(http://www.video.co.jp/release/20080206. html)。
- 社団法人日本アドバタイザーズ協会 Web 広告研究会のウェブサイト (http://www.wab.ne.jp/topicseoa/CGM 2007.html)。
- 社団法人日本アドバタイザーズ協会 Web 広告研究会のウェブサイト(http://www.wab.ne.jp/topicseoa/CGM 2007.html)。
- 総務省「プログ・SNS の現状分析と将来予測」(2008 年 5 月) ウェブサイト (http://www.soumu.go.jp/s-news/2005/050517 3.html)。
- 総務省「ブログ及び SNS の登録者数」(2006 年 4 月) ウェブサイト (http://www.soumu.go.jp/s-news/2006/060413_2.html)。

Discussion about Communication in an Information Society

Chisako Tsuji, Shunichi Tsuji and Shoichi Watanabe

Abstract

This paper presents a study of the social structure of an information society. Section 1 reaffirms the meaning of some key concepts needed to proceed with this study. Section 2 outlines the current state of individual-centered communication through Internet blogs. Then we point out that the development of cyber-cascades (group polarization) is attributed to structural factors of the Internet's content, and needs to be considered in relation to specific losses and damages in the real world. Section 3 raises the question of how social order takes shape in communities formed on the Internet. Then, as an essential perspective for constructing the future information society, we conclude that it is necessary to build a system that incorporates the many things that would be eliminated from the finitely-additive Internet society.

Keywords: Information society, Internet blogs, Social interaction, Communication, Social norms